

那珂市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

令和 7 年 1 月

那珂市総務部総務課行財政改革推進室

1 趣旨

このガイドラインは、那珂市（以下「市」という。）が所有する施設及び実施する事業（以下「施設等」という。）の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入及び運用について、那珂市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、基本的な考え方及び具体的な取扱いを取りまとめたものです。

ネーミングライツの募集は、本ガイドラインによるもののほか、各施設等を所管する担当課が募集要項等を定めて実施します。

2 概要

（1）ネーミングライツ制度の目的

市が所有する施設等を有効活用し、新たな財源の確保及び施設等の知名度、集客力及びサービスの向上等を図ることにより、施設等の持続的な管理運営と地域の活性化に資することを目的とします。

（2）内容

① ネーミングライツは、市と企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）との契約により、市の施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツパートナーから、その対価として金銭（施設等で利用可能な物品の納入、役務の提供等を含む。以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設等の管理運営に役立てるものです。

※ネーミングライツにより市が得たネーミングライツ料は、基本的に当該施設等の運営・管理に充てるものとします。

② 愛称は、一般的な愛称として使用するものであり、条例で定める施設等の名称を変更するものではありません。

3 対象施設及び事業

（1）対象施設及び事業

対象施設は、実施要綱第6条に定めるスポーツ施設、文化施設、公園その他の施設等又は当該施設等の一部を基本とし、市が所有する施設に加え、付属する設備・工作物や車両等を対象とすることができます。また、施設等に関連するイベント等のソフト事業についても、ネーミングライツの趣旨に照らし適当と認められる場合は対象とします。

（2）対象外施設

次に掲げる施設等は、実施要綱第6条に基づき、市長が事業にふさわしくないと認める施設等の具体例として、対象外とします。

- ① 庁舎、学校その他、導入することで行政の公平性や中立性が損なわれるとの誤解を受けるおそれがある施設
- ② 文化財、公営企業会計の施設等その他、施設の性格上、ネーミングライツの導入施設として適当でないと市長が判断した施設、又は既に公募等により愛称が付され、その名称が広く市民に親しまれている施設

（3）指定管理者制度導入施設

提案に係る施設が指定管理者制度を導入している場合は、あらかじめ当該指定管理者と協議の上、対象施設等を選定し、その後募集を行うものとします。

4 導入の手続き

導入の手続きは概ね次のとおりとします（詳細は「ネーミングライツ導入の基本的な流れ図」（11ページ）を参照）。

（1）特定型募集

施設等の所管課が、実施要綱第8条第1号に基づき対象となる施設等を選定するとともに、導入条件の検討及び募集要項の作成を行い、部長会議において募集要項の決定を行います。その後、広報紙や市ホームページ等により、ネーミングライツパートナーを広く募集します。

基本的な流れは次のとおりです。

① 施設等所管課による対象施設等の選定

- ② 施設等所管課による導入条件の検討及び募集要項の作成
- ③ 部長会議による募集要項の決定
- ④ 募集の実施（様式第2号の提出）
- ⑤ 審査委員会による審査
- ⑥ ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結
- ⑦ 愛称の使用開始

（2）提案型募集

対象となる施設等を特定せず、実施要綱第8条第2号に基づき、ネーミングライツの趣旨に即した企画提案を企業等から隨時受け付けるものです。対象施設及び事業の中から提案者が任意に選択することができます。

ネーミングライツの導入にあたっては、まず、提案型募集に応募しようとする者は、実施要綱第10条に基づきネーミングライツ事業事前相談申込書（様式第1号）を提出し、事前相談を行います。その上で、施設等の所管課が事業化の可否を検討し、部長会議において事業化の是非を決定します。

提案型募集として受付ける場合の基本的な流れは次のとおりです。

- ① 提案に係る事前相談（様式第1号の提出）
- ② 施設等所管課による提案内容の検討
- ③ 部長会議による提案に対する取扱いの決定（提案型募集として実施するか、特定型募集として実施するか等）
- ④ 提案申請の受付（様式第2号の提出）
- ⑤ 審査委員会による審査
- ⑥ ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結
- ⑦ 愛称の使用開始

なお、提案があった案件について、部長会議において特定型募集での実施が適当と判断したときは、提案型募集としては受けず、特定型募集として改めて募集します。

（3）事務分担

ネーミングライツ導入にあたって、審査委員会に係る庶務は、実施要綱第12条第10項に基づき、総務部総務課行財政改革推進室が行い、それ以外の手続は、原則として施設等の所管課が中心となって行います。

5 ネーミングライツ料

（1）特定型募集

ネーミングライツ料については、対象となる施設の規模、利用者数、広告効果、他の自治体の類似施設の契約金額等を勘案し、施設ごとに希望契約金額を設定します。ただし、設定された金額は、市が希望する金額であり、これを下回る応募であっても受付を行います。

（2）提案型募集

提案型募集においては、提案されたネーミングライツ料（対価）について、審査委員会が前項と同様の観点から妥当性を審査します。なお、提案型募集の場合、対価は金銭のほか、施設等で利用する物品の納入又は清掃等の役務の提供を対象とすることができます。

6 契約期間

施設の場合の契約期間は、実施要綱第7条に基づき、原則3年以上とします。イベント等のソフト事業については、一連の事業が終了する日までを契約期間とします。ただし、市が希望する契約期間であり、それを下回る応募も可能とします。

なお、契約期間は選定基準における審査項目の一つであり、審査の際に評価されます。

7 募集

（1）募集方法

① 特定型募集では、ネーミングライツパートナーの募集は原則として

公募とし、対象となる施設ごとに募集要項を作成します。作成した募集要項は、市ホームページ等に掲載するなど、広く周知します。

② 提案型募集では、隨時応募を受け付け、応募の都度、事業化の可能性を検討します。提案型募集として実施することが適當と判断された場合には、実施要綱第12条に基づき、審査委員会が提案内容を審査します。

（2）募集要項

特定型募集を実施する場合は、実施要綱第9条第2項に定める事項に加え、概ね次の事項を含む募集要項を作成します。

- ア 事業の目的
- イ 対象施設等の概要
- ウ 付与する権利の内容
- エ 希望契約金額（ネーミングライツ料）
- オ 希望契約期間
- カ 応募資格
- キ 愛称の条件
- ク 特典
- ケ 費用負担
- コ 応募時の提出書類
- サ 現場説明会の有無（必要に応じて）
- シ 応募方法
- ス 募集期間
- セ 選定方法
- ソ 指定管理者制度を導入している場合は当該指定管理者名
- タ その他、必要な事項

公募の結果、応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直した上で、再度公募を実施することができるものとします。

（3）募集期間

- ① 特定型募集では、原則として30日間以上の募集期間を設定します。
- ② 提案型募集では、隨時応募を受け付けます。

（4）愛称の条件

愛称は、公共の施設等にふさわしく、市民や施設利用者にとって親しみやすく、わかりやすく呼びやすいものとします。また、利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。

なお、実施要綱第5条の規定により、次に掲げるものは愛称として使用することができません。

- ア 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- ウ 政治性又は宗教性のあるもの
- エ 社会問題についての主義、主張等に係るもの
- オ 個人又は法人の名刺広告に関するもの
- カ 市が推奨しているとの誤解を招くおそれがあるもの
- キ 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ク 人権を侵害し、差別を助長するおそれがあるもの
- ケ 愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

8 応募資格

応募資格としては、募集の目的に賛同し、市にネーミングライツパートナーとして適した資力及び責任をもって継続して事業を実施することができる法人とします。

なお、次のいずれかに該当する者は応募することができません。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定されている業種及びこれに類する業種
- イ 消費者金融業及び事業者金融業
- ウ ギャンブルに関する業種（ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。）
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- オ 政治団体及び宗教団体
- カ 各種法令に違反している事業者
- キ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
 - 第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者
- ケ 国税又は地方税を滞納している事業者
- コ 市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した業種又は事業者

9 費用負担

市とネーミングライツパートナーとの費用負担区分は、実施要綱第17条の別表に準じて、概ね次のとおりとします。

なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料とは別に負担するものとします。

費用負担の区分	市	パートナー
敷地内外の表示の変更（施設看板、道路標識等）（※1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示変更（※2）	○	

※1 敷地内外の表示の変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め、市や関係機関と協議の上決定します。この場合、茨城県屋外広告物条例等の関係法令を順守するものとします。

※2 印刷物については、残部数や切り替え時期等を考慮し、協議の上、変更時期を決定します。

10 選定方法等

（1）審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、実施要綱第12条に基づき、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、選定基準に沿って総合的に審査し、施設等ごとに優先交渉権者（提案型募集の場合は採用交渉権者）を決定します。

審査委員会は、副市長を委員長とし、企画部長、総務部長、市民生活部長、教育部長及び事業を実施する施設等を所管する部署の部長を委員として組織します。必要に応じて、有識者等の出席を求めることができます。

(2) 選定基準

審査委員会の審査は、次に掲げる項目を参考に、「ネーミングライツ選定基準（特定型募集）」「ネーミングライツ選定基準（提案型募集）」に定める審査項目、配点及び評価基準に沿って総合的に行います。

【特定型募集】

	審査項目	審査内容	配点
1	ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	40
2	契約期間	希望期間の妥当性（原則3年以上）	15
3	適格性	事業内容、経営の安定性	15
4	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージ・設置目的との整合性	15
5	地域貢献等	事業所の所在、市事業への寄与、地域貢献の理念・計画等	10
6	附帯提案等	附帯提案及びPR事項等	5
	合計		100

【提案型募集】

	審査項目	審査内容	配点
1	提案内容	提案金額又は物品・役務等相当額の妥当性、利用者サービス向上、施設魅力向上、双方の利点等	40
2	契約期間	提案期間の妥当性（原則3年以上）	15
3	適格性	事業内容、経営の安定性	15
4	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージ・設置目的との整合性	15
5	地域貢献等	事業所の所在、市事業への寄与、地域貢献の理念・計画等	10
6	附帯提案等	附帯提案及びPR事項等	5
	合計		100

1.1 契約の締結及び公表等

(1) 契約の締結

特定型募集の場合は、優先交渉権者として選定した者と、提案型募集の場合は採用交渉権者として選定した者と、契約内容について協議を行い、協議が整った場合には、実施要綱第14条に基づき、契約を締結します。

（2）公表

契約締結後、速やかに、当該団体の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料（提案型募集の場合は対価）、契約期間等を市ホームページ等により公表します。

（3）契約期間終了後の措置

契約期間終了前において、当初の契約相手方は当初契約の延長について申し入れることができ、実施要綱第19条に基づき、次回の当該対象施設等の事業の募集に際して優先的に交渉することができます。契約更新について合意に至った場合は、公募を行わないことがあります。

1.2 ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーへの特典については、ネーミングライツを導入する施設ごとに、施設の設置目的や関係法令等を踏まえ募集要項に定め、ネーミングライツパートナーと協議の上、適切に付与します。

特典の例は次のとおりです。

- ア 施設パンフレット等への愛称の記載
- イ 広報紙や市ホームページ等による広報
- ウ 施設内での製品の展示や企業広告、ポスター等の掲示 など

1.3 契約の解除

契約締結後において、次のいずれかに該当する場合は、市は契約満了を待たず、ネーミングライツ契約を解除することができます。

- ア 指定した期日までにネーミングライツ料の納入がないとき
- イ 応募資格に該当しないこととなった場合
- ウ ネーミングライツパートナーが法律、条例その他の法令に違反し、又はそのおそれがあると市が判断した場合

- エ ネーミングライツパートナーが信頼に欠けると市が判断した場合（提案内容と相違する行為、提案内容にない市への過大な要求、提案内容に反する行為・言動など）、又は社会的若しくは経済的信用が著しく失墜する事由が発生した場合
オ 上記に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
この場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとし、契約満了前であっても、既に納付されたネーミングライツ料は返還しません。

1 4 その他

- (1) 本件の提案に係る一切の費用は、応募者・提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (3) ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合は、ネーミングライツパートナーがその責任及び負担を負うものとします。

1 5 ガイドラインの適用時期等

このガイドラインは、令和7年（2025年）12月1日から施行します。
また、本ガイドラインは、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

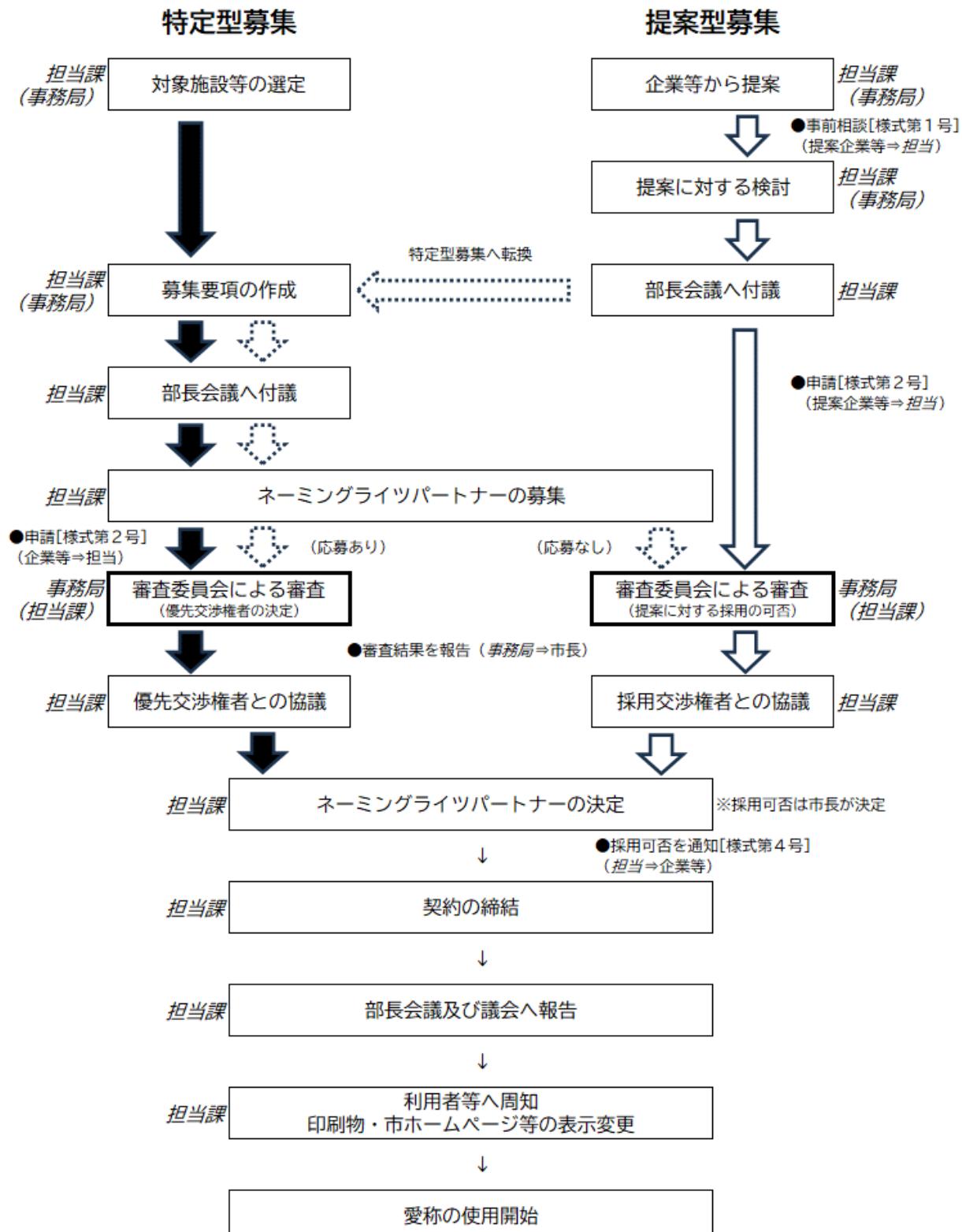
1 6 問い合わせ先

〒311-0192 那珂市福田1819-5
那珂市総務部総務課行財政改革推進室
TEL：029-298-1111（内線572・573）
FAX：029-298-0944
メール：gyoukaku@city.naka.lg.jp

（受付時間：土日祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）

ネーミングライツ導入の基本的な流れ図

<凡例>
 事務所管課
 担当課…対象施設等担当課
 事務局…総務課行財政改革推進室



様式第1号（第10条関係）

ネーミングライツ事業事前相談申込書

年 月 日

那珂市長

所在地

法人名

代表者名

那珂市ネーミングライツ事業実施要綱第10条の規定により、提案募集型ネーミングライツ事業への応募を検討するため、次のとおり事前相談を申し込みます。

提案を希望する施設等の名称	
希望する愛称案 ※複数記載可	
希望する命名権料 (相当額)	金 錢 年額 ※物品の納入又は役務の提供の場合は、相当額を記載
物品の納入又は役務の提供	物品名・役務名： ※該当がある場合のみ記載
希望する契約期間	年 (原則3年以上)
相談事項	
〈連絡担当者〉 所属部署・役職・氏名	
連絡先	TEL： FAX： E-mail：

様式第2号（第11条関係）

ネーミングライツ事業応募申請書

年 月 日

那珂市長

所在地

法人名

代表者名

那珂市ネーミングライツ事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

施設名			
フリ 愛 称 (英語表記)			フリガナ 略称
命名の理由 (応募動機)			
命名権料	金 銭 年額	物品の納入又は役務の提供 万円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) ※物品の納入又は役務の提供の場合は、相当額を記載	
希望契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)		
附帯的な提案	(命名権料のほか、提供いただける附帯的な提案がある場合は記入してください。)		
本社所在地 (市内事務所)			
連絡先	担当者氏名		
	部署・役職		
	TEL・FAX	TEL:	FAX:
	E-mail		

(添付書類)

- ネーミングライツ事業応募に係る誓約書（様式第3号）
- 地域貢献等の実績及び今後の計画（任意様式）
- 印鑑証明書（法人の代表者印）
- 会社概要
- 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- 法人の登記事項証明書
- 直近の納税証明書（国税及び市税）
- 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの

様式第3号（第11条関係）

ネーミングライツ事業応募に係る誓約書

年 月 日

那珂市長

所在地

法人名

代表者名

ネーミングライツ事業の応募を行うにあたり、那珂市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に規定する規制業種又は事業者に該当しません。また、提出書類の内容は事実に相違ありません。

様式第4号（第13条関係）

ネーミングライツ採用（不採用）決定通知書

第 年 月 日 号

法人名
代表者名 様

那珂市長

印

年 月 日付けのネーミングライツ事業応募申請について、
次のとおり決定しましたので通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 採用
	<input type="checkbox"/> 不採用 (理由)
対象施設名	
愛称名	
ネーミングライツ 期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)
ネーミングライツ料	金 銭 物品の納入又は役務の提供 年額 万円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) ※物品の納入又は役務の提供の場合は、相当額を記載
その他	

様式第5号（第16条関係）

ネーミングライツ契約解除通知書

第 号
年 月
 日

法人名

代表者名

様

那珂市長

印

年 月 日付け 第 号で採用の決定があったネーミングライツ事業について、次の理由により契約を解除します。

なお、ネーミングライツ事業実施要綱第16条第3項の規定により、既に納入されました命名権料については返還しません。

施設名	
契約解除年月日	年 月 日
取消理由	